

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月1日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

#### 京都市人事委員会規則第1号

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を改正する規則

委員長及び事務局長等の専決処理に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「認められる事件」を「認めるもの」に改め、同項第1号中「事務局係長」を「所属係長」に改め、同項第6号中「前各号」の右に「に規定する事項」を加え、同条第2項中「必要」を「必要がある」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「認められる事件」を「認めるもの」に改め、同項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同項第18号中「同規則」を「任用規則」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第19号を第17号とし、同項第20号中「同規則」を「任用規則」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第21号を第19号とし、同項第22号中「同規則」を「任用規則」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第23号から第30号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「重要と認められる事項」を「必要があると認めるもの」に、「報告するものとする」を「報告しなければならない」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「認められる事件」を「認めるもの」に改め、同条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とする。

第4条を次のように改める。

(庶務担当課長の専決事項)

第4条 職員の扶養親族、通勤手当及び住居手当の認定に関することについては、庶務担当課長において専決処理するものとする。ただし、特に重要又は異例と認める

ものについては、この限りでない。

第5条各号列記以外の部分中「認められる事件」を「認めるもの」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)